

生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活に困窮する外国人に対する保護の措置(以下「外国人保護措置」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国人保護措置の実施)

第2条 外国人保護措置は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。)に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の規定による保護に準じて実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、外国人保護措置は、厚生労働省社会・援護局長その他これに準ずる者による外国人保護措置に関する通知、事務連絡等(以下「関係通知等」という。)に基づき実施するものとする。

(外国人保護措置の手続等)

第3条 外国人保護措置における手続及び申請書等の様式については、法、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び生活保護法施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第40号)の規定による手続及び申請書等の様式を準用するとともに、社会局長通知及び関係通知等に基づき実施するものとする。

(その他の事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、外国人保護措置の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。